

## 議案第2号

### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年1月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）	別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
27 鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策に要	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	27 鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策に要	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	する費用に 充てるこ と。					する費用に 充てるこ と。			
28 鳥 取県 ホス トタ ウン 等新 型コ ロナ ウイ ルス 感染 症対	東京オリ ンピック競 技大会及び 東京パラリ ンピック競 技大会の開 催に関し、 ホストタウ ン及び事前 キャンプ地 において選 手等を受け	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一般会計歳 入歳出予算に計 上して、当該基 金の設置目的を 達成するために 必要な経費の財 源に充当  (2) (1)のほ か、一般会計歳 入歳出予算に計 上して基金に積 立て	当該 基金の 設置目 的を達 成する ために 必要な 経費の 財源に 充てる とき。					

策基 金	入れるに際 しての新型 コロナウイ ルス感染症 (新型イン フルエンザ 等対策特別 措置法(平 成24年法 律第31号) 附則第1条 の2第1項 に規定する 新型コロナ ウイルス感								
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

染 症 を い う。) の 対 策 に 要 す る 経 費 に 充 て る こ と 。									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。